平成２９年（フ）第６４号
鹿児島県鹿屋市笠之原町22番５－１号
債務者　三浦たつえ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目２番５号　アイランドマンション205
債務者　榎本　玲子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番６号　ハイツまるいＮＯ17―205号
債務者　村井　勝行
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２５１号
山梨県山梨市小原西688番地
債務者　佐野　波子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
三重県桑名市筒尾７丁目11番地10　ｎ．ｙ．ｋ　Ｇｏｔｏ202号
債務者　苧園　和美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
三重県桑名市大字稗田240番地１　高畑荘６－２
債務者　松本　泰弘
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
京都市南区久世中久町705番地１　ルミエール桂川511号
債務者　田村　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６９号
京都市伏見区桃山毛利長門西町48番地　グランシード桃山　205
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
奈良市青野町56番地の１　上田ハイツ205号
債務者　上田さよ里
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２７２号
奈良市神殿町143番地の９
債務者　吉田　研二
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１８９号
愛媛県東温市南方640番地11
債務者　中川　政人
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２号
愛媛県松山市竹原２丁目１番10号　フェリオ市駅西２―601号
債務者　村上　花歩
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２２号
愛媛県伊予市尾崎41番地４
債務者　加藤　増夫
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３２号
愛媛県松山市山越６丁目５番１号　ＤＡＫマンション山越401号
債務者　竹松　真代
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅３棟105号、前住所宮崎市堀川町164番地
債務者　木脇　隆司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８９号
宮崎市恒久南２丁目１番地14
債務者　田原　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８２号
秋田市外旭川字鳥谷場133番地　市営住宅９－304号
債務者　鎌田　尚男
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部